

日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル投稿要項

平成21年4月1日制定

平成21年4月1日施行

I 趣 旨

この要項は、日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル刊行内規（以下内規という）第14条に基づき、日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル（以下研究ジャーナルという）の内容、投稿、執筆等についての必要事項を定める。

II 論文内容・投稿資格等について

1 研究ジャーナルの定義

内規第7条に定める研究ジャーナルの内容区分の定義は、次のとおりとする。

- ① 一般論文とは、通常の意味の一つの独立した原著論文である。
- ② ノートとは、断片的ではあっても、新しい価値ある事実を含む論文で、著者又は著者以外の既往の論文に対する補遺・意見等も含まれる。
- ③ 速報とは、独創的で重要な発見又は結論を含み、それを承認するに足りるデータを備え、他に優先して掲載する必要のある論文である。この詳細は、後日、一般論文として投稿することができる。
- ④ 総合論文とは、著者が発表した複数の原著論文を関連づけ、一連の研究成果としてまとめて執筆したものである。

2 研究ジャーナル特集号の定義（以下特集号という）

特集号は、大学の命による調査団の報告書、その他理工学研究所が必要と認めたものであり、編集は当該調査団等の責任において行う。

3 投稿資格

研究ジャーナルの投稿資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 日本大学工学部・短期大学部（船橋校舎）（以下学部等という）に在職する者
- ② 日本大学大学院理工学研究科博士後期課程、前期課程及び日本大学工学部の在学生（ただし、指導教員の承諾を得なければならない）
- ③ 多年にわたり専任教員として工学部に勤務し、現在非常勤講師である者
- ④ 編集委員会（以下委員会という）が特に認めた者

4 原稿ページ数

研究ジャーナルの内容区分の文字数及び頁数は、以下のとおりとする。

区 分	一 般 論 文	ノ ー ト ・ 速 報
文字数	15,000 文字程度	5,000 文字程度
頁数	10 頁程度	4 頁程度

* 総合論文は、著者と委員会で相談の上決定する。

5 投稿の受付

投稿を希望する者は、所定の理工学研究所研究ジャーナル投稿申請書、掲載論文著作権委

譲確認書とともに原稿を研究事務課（以下所管課という）に提出する。

6 原稿の受付及び発行時期

論文誌の発行は年3回とし、原稿の受付及び発行時期は次のとおりとする。ただし、内規第7条及び本要項Ⅱ-1, 2に該当しない原稿は、執筆者に返却することがある。

原稿の受付	発行時期
2月末	6月末
6月末	10月末
10月末	翌年の2月末

7 受付年月日

受付年月日は所管課で受付を行った日とし、受理年月日は査読結果に基づき委員会が掲載を決定した日とする。

8 原稿の提出部数等

- ① 原稿の提出部数は、一般論文、ノート及び総合論文の場合は、正原稿（図、表、写真を含む）1部並びに複写2部（図、表、写真を含む）とする。
- ② 速報は、正原稿（図、表、写真を含む）1部並びに複写（図、表、写真を含む）1部とする。
- ③ 前2項はいずれも正原稿の電子データを提出する。

9 論文掲載の採否

論文掲載の採否は、研究ジャーナル刊行内規第11条に基づき委員会が決定する。

10 投稿の取消し

査読過程の修正・内容照会等において、執筆者による修正原稿の提出が依頼の日から2か月以上経過した場合は、最初の原稿受付日を取り消し、再提出された日を新たに原稿受付日とする。ただし、1か年以内に原稿の再提出がない場合は、委員会の議を経て投稿を取り消す。

11 原稿料

原稿料は、支払わない。

12 抜き刷りの給付

執筆者には、研究論文集の抜き刷りを、30部までは無償で給付する。ただし、30部を超える部数を希望する場合は、執筆者が相当分の実費を負担する。

以 上

（内規抜粋）

第11条 論文の掲載の可否は、査読報告書に基づき審議の上、委員会が決定する。

2 2名の査読者の査読判定が共に掲載可又は否の場合は、特に問題がなければ判定どおり決定する。

3 2名の査読者間で査読判定が相違した場合、委員会は第3の査読者を選び、査読を依頼し、その結果に基づき委員会で審議をする。

4 査読判定において掲載否の理由が「照会に対する回答不十分」等の場合は、委員会において

回答不足項目を検討・審議し、適切な措置をとる。

- 5 査読判定で研究ジャーナルの種類の変更を求められた場合は、委員会で検討の上、著者とその対応を協議・決定する。
- 6 特集号における論文掲載の可否は、当該調査団等が行うものとする。

以 上